

特別養護老人ホーム 第2いずみ苑 重要事項説明書

(令和 7年 4月 1日 現在)

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適切な特別養護老人ホームのサービスを提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 施設の概要

(1) 施設の名称、所在地

施設名	特別養護老人ホーム 第2いずみ苑
所在地	千葉市若葉区中田町1044-32
事業所番号	千葉県 1270403015
施設長名	大森 浩一

(2) 従業者の配置予定状況 ※ () は非常勤

職種	常勤	非常勤	業務内容
施設長	1	—	業務の一元的管理等
医師	—	(1)	健康管理、療養上の指導等
生活相談員	1	—	施設利用に関する連絡調整等
看護師	3名以上	(1)	入所者の健康管理、療養上の看護等
機能訓練指導員	1	—	身体機能の向上、健康維持のための指導
介護職員	27名以上	—	入所者の身辺介護、自立支援等
介護支援専門員	1	—	介護職員兼務
栄養士	1	—	献立表作成、栄養計算、栄養指導等
事務員	1	—	庶務及び会計事務等
宿直員	—	(3)	夜間警備、救急時の対応等

- 施設長以下、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、介護職員、栄養士、事務員等の職員が一丸となり社会の信頼に応えるべく専門的なサービス提供を心掛けています。職員の勤務体制は不規則となる場合もあり事務手続き等本人又は代理人の意向に沿いかねる場合もございますのでご了承下さい。

本人又は代理人からの相談につきましては、内容により各職員が対応させていただきます。ご遠慮なくお問い合わせ下さい。また、代理人への報告、依頼、連絡に関しましては内容により職員からご連絡します。

また、必要時は看護介護記録等の閲覧や交付も行っております。

(3) 職種の勤務体制

勤務形態	勤務人数	勤務時間
早出	2ユニットに1名	7:30 ~ 16:30
日勤	各ユニットに1名以上	9:00 ~ 18:00
夜勤	2ユニットに1名	16:30 ~ 翌9:30

(4) 施設及び設備等の概要

設 備	概 要
居 室	居室は、ベッド、タンス、ナースコール、洗面台を備えています。
共同生活室	入所者が使用できるテーブル、イス、箸や食器類を備えています。
浴 室	入所者の心身状況に応じ、個別浴槽の他、特別浴槽を設けています。
洗面所、便所	各ユニットにそれぞれ設けています。
医 務 室	入所者の診療や治療に必要な医薬品や医療器具を備えています。

3. サービスの内容ほか

①食 事

- ・食事時間の目安は 朝食 8：00～ 昼食 12：00～ 夕食 17：00～ となっております。ご本人の生活サイクルに応じてお召し上がり下さい。
ご希望により食堂以外の居室等の場所でも召し上がっていただくことができます。
- ・食事は、普通食や個別（義歯、嚥下状態、疾患状況等）に応じた特別食（お粥、刻み食、流動食、減塩食、療養食等）などの食事形態がございます。
- ・3回の食事の他に毎日15：00に「おやつ」を用意させていただきます。

②排 泄

- ・個別状況に応じ必要な方への排泄介助を行っています。（オムツ交換、トイレ誘導等）
- ・オムツは個別の排泄状況（尿量、排泄感覚）に応じた対応を行なっています。
- ・オムツ交換は1日5回の定時と個々の状況に応じ随時交換を行なっています。

③入 浴

- ・お一人当たりの入浴回数は週2回となっており、入浴前に健康チェックを行い入浴の可否を判断しております。入浴できない場合は清拭等を行なっています。また、浴室内は介護職員が対応させていただきます。
- ・個々の身体状況に応じて3つの入浴方式で入浴します。

仰臥位式特殊浴槽 ⇒ 身体の硬直のある方、拘縮のある方が仰臥位のまま入浴可能です。

座位式特殊浴槽 ⇒ 座位保持の可能な方。

個別浴槽 ⇒ 立位や歩行可能な方等。

④移 動

- ・個々の状況に応じて車椅子や歩行器などを用意しています。
- ・補助器具の使用や購入に関しては職員がご相談に応じています。

⑤洗 濯

- ・衣類の洗濯は施設にて行っています。業務用の洗濯機、乾燥機を使用していますので使用頻度により衣類の磨耗等がありますのでご了承下さい。また、大勢の入所者の衣類を一度に洗濯しますので衣類やタオル等への記名を忘れずに願います。
- ・クリーニング店の利用も可能です。（費用は個人負担となります。）

⑥リネン交換

- ・シーツ類、枕カバーは、原則週1回の交換となります。ただし、必要に応じて随時の交換も行います。

⑦理美容

・施設へは理容師・美容師が各々月1回来苑します。費用は、実費となります。

⑧喫煙

・医師から制限のある方を除き所定の場所にて喫煙可能です。

⑨郵便物

・投函物に関しては事務室にて受け付けています。配達物に関しては直接入所者へお届けします。なお、切手、葉書は個人購入となります。

⑩電化製品のお持込について

- ・テレビは共同生活室等の数箇所に設置しています。
- ・居室のテレビ、ラジオ等の持ち込みも可能ですが、電気代負担が発生します。
- ・その他持込を希望の電化製品（電気毛布等）につきましては職員へご相談下さい。

4. 利用料金

【基本料金】【居住費】【食費】：ともに1日あたり

介護度	(基本料金、加算含まず)	自己負担金 1割	自己負担金 2割	自己負担金 3割
要介護1	7,155円	715円	1,430円	2,145円
要介護2	7,903円	790円	1,580円	2,370円
要介護3	8,704円	870円	1,740円	2,610円
要介護4	9,462円	946円	1,892円	2,838円
要介護5	10,199円	1,019円	2,038円	3,057円
居住費	2,970円			
食費	1,600円 朝食400円、昼食600円、夕食600円)			

【加算料金】以下の加算を請求する場合がございます。(※1割負担)

- ①福祉施設初期加算 1日：33円（新規入所及び1ヶ月以上の入院後に入所した場合30日間）
- ②安全対策体制加算 1回：21円（入所時に1回に限り）
- ③福祉施設外泊時費用 1日：263円（入院及び外泊の場合に月6日限度）
- ④療養食加算 1回：6円（1日3回まで。医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合）
- ⑤日常生活継続支援加算 1日：50円 ⑥看護体制加算Ⅰ 1日：4円
- ⑦認知症専門ケア加算Ⅰ 1日：3円 ⑧夜勤職員配置加算Ⅱ 1日：19円
- ⑨看取り介護加算Ⅰ（死亡日45日前～31日前：1日77円、死亡日30日前～4日前：1日154円、死亡日前々日、前日：726円、死亡日：1367円） ⑩個別機能訓練加算Ⅰ 1日：13円
- ⑪個別機能訓練加算Ⅱ 月：21円
- ⑫科学的介護推進体制加算Ⅰ 月：42円 ⑬協力医療機関連携加算 月：53円
- ⑭退所時情報連携加算 1回：267円 ⑮高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ 月：10円
- ⑯新興感染症等施設療養費 1日256円(1月連続5日限度) ⑰栄養マネジメント強化加算 1日：117円
- ⑱福祉施設処遇改善加算Ⅰ 毎月の総単位数に14.0%を乗じた数

- ◎【介護保険負担限度額認定申請書】を管轄行政窓口へ提出し、【介護保険負担限度額認定書】を交付された方は速やかに施設へ提出して下さい。対象者の方は「居住費」「食費」について【負担限度額認定証】に記載された金額を超えて施設が請求することはございません。
- ◎高齢者夫婦世帯で【負担限度額認定証】をお持ちでない方が入所することにより、ご自宅等での生活を心配される配偶者が生計困難にならないよう「特例減額措置」の制度がありますので、対象と思われる方はご相談下さい。
- ◎低所得で生計が困難である方の負担軽減を図ることにより、サービスの利用促進を図ることを目的とする社会福祉法人等による「利用者負担軽減制度」がありますので、対象と思われる方はご相談下さい。

【その他自己負担となるもの】

- ① 入所者が選定する特別な食事の費用 実 費
- ② 利用料を口座振替でのお支払いの場合は、引き落とし手数料55円
- ③ 理美容代 1回 実 費
- ④ 電気代 1日 100円 (品目数に関わらず)
- ⑤ 予防接種費用 実 費

【支払方法】

毎月、20日まで前月分利用料金の請求をいたしますので、概ね15日以内にお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行します。お支払いの方法は、現金支払銀行振込、口座引き落としの3通り中からご契約の際にお選びいただけます。

5. 施設利用にあたってご留意頂く事項

(1) 入所に際してのお願い事項

- ・持ち物の全てに、縫い取りや油性マジックでお名前の記入をお願いします。
- ・持ち物の収納スペースに限りがありますので、衣類に関しては季節ごとの入れ替えをお願いします。
- ・「入所時にお持ちいただくもの」以外の持込みを希望される場合にはご相談下さい。
- ・住所、連絡先、代理人等に変更があった場合は速やかに届けていただき、緊急時の連絡が取れるようにお願いします。
- ・施設入所後も定期的な面会や外出・外泊により入所者との交流をお願いします。

6. 施設設備環境に関して

(1) 居室

- ・全個室のユニットタイプであり長期入所80名と短期入所20名の計100名の収容が可能ですが、長期入所と短期入所は居室の使用が共用で、随時入退所があります。
- また、居室の割り振りは入所者の方の心身の状態などで決めさせていただいておりますが、心身の状況の変化や人間関係などの理由で居室移動がある場合もございますのでご了承下さい。
- ・洗面台は各居室に1つあります。
- ・収納タンス1棹がそれぞれ個人使用となります。収納できる量を考慮して衣類などをご持参下さい。衣類は季節ごとの入れ替えをお願い致します。

- ・各ベッドにナースコールが設置されています。
- ・入所者の状況に応じてベッドサイドにポータブルトイレや移動用の手摺り等が配置される場合があります。

(2) 施設内の衛生管理

- ・職員等による毎日の清掃、定期的な水質検査・受水槽清掃・ゴキブリ駆除・バルサン燻蒸などを行っています。

7. 健康、医療に関して

①健康管理

- ・日常の健康管理は嘱託医の指示のもと看護職員が行っています。
- ・毎週木曜日（月4回）午後に協力病院（泉中央病院）の嘱託医の回診があります。
- ・年に1回、健康診断を行っています。また、集団感染防止のためインフルエンザ等の予防接種、新型コロナワクチン予防接種を行っています。

②投 薬

- ・薬の管理は原則として医務室で看護職員が行い、日々の服薬管理も行っていきます。
- ・施設入所後は、主に嘱託医の指示による処方薬となります。
- ・処方された薬は2週に1回院外薬局より届けられます。
※薬剤の副作用、相互作用防止のため市販の薬等を持参された場合は職員へお知らせ下さい。

③病院外来受診

- ・嘱託医の指示、看護職員の判断により「泉中央病院」へ外来受診します。他の医療機関を受診する場合がありますが、必要に応じて代理人に付き添いをお願いします。
- ・本人や代理人の希望する病院への通院は原則として代理人にて送迎をお願いします。

④入 院

- ・外来受診の結果、医師の指示により入院となる場合があります。
- ・入院の場合は、病院への誓約書等の提出をお願いします。
- ・入院の場合の取扱いにつきましては、別途ご相談下さい。

⑤急変時

- ・入所者の皆様は、様々な慢性疾患を抱えていると同時に突発的、急変の疾患（心臓発作、脳血管疾患等）の発生も予想されます。緊急時は生命を優先し早急に医療機関へ受診します。

緊急時の連絡は、担当看護師等が「緊急連絡表」にもとづきご連絡します。

⑥入院時の必要経費

- ・入院した場合、入院費、介護費、食費、日用品費、雑費等についての支払いが生じます。疾患の状況や処置の内容により異なりますが、概算で1ヶ月あたりの入院に必要な経費は約140,000～150,000円です。

8. 苑内の活動に関して

①機能回復訓練

- ・毎日の離床、移動、食事動作、衣類の着替え等日常生活全てがリハビリとなります。また、職員の指導による体操や個別・集団のリハビリプログラム、各種クラブ活動を行なっています。

②外 出

- ・入所者の皆様の社会性の維持のための施設行事や地域行事への参加、その他、地域との交流等積極的に外出の機会を設けています。

③施設行事

- ・年間を通じて季節や生活習慣に応じた各種行事、毎月の誕生会等を予定しています。ご家族へのご案内を致しますので積極的にご参加下さい。

9. ご家族等の来苑に関して

①面 会

- ・面会時間は9：30から18：00までとなっています。事務室カウンターに面会簿がありますので記入願います。
- ・感染防止のため風邪等を引いておられる場合は面会をご遠慮下さい。また、小さなお子様をお連れの場合は、お年寄りの方との接触事故にご注意下さい。
- ・面会時、食べ物等の持ち込みは可能ですが、その時々の入所者の身体状況がありますので、看護、介護職員へお声掛けをお願いします。また、食べ物は一度に食べきれぬ量とし、傷みやすいものは置いていかないようお願いします。
- ・入所者の中には食べ物の制限のある方もおります。他の入所者への食べ物の差し入れはご遠慮願います。
- ・入所者の心身状況により来苑や宿泊をお願いする場合がございます。
- ・感染対策期間中は、外出・外泊・面会の制限、面会方法が変更する場合がございます。

②外 出

- ・外泊や外出は随時可能です。「外泊・外出届」をご記入のうえ提出下さい。

10. 居宅サービスに関して

①ショートステイ（短期入所）事業

- ・介護者の病気など一時的に家庭での介護が困難となった方にご利用頂くベッドが20床あります。また、20床以上に入所の必要がある方がいる場合、一時的に入院による空きベッドを利用することもあります。（空床利用）

11. 施設への来苑者に関して

- ・施設を地域の財産と位置づけ、入所希望の方や各地域の民生委員及び自治会単位等年間を通じ個人や団体など様々な方が見学等で来苑されます。
- ・福祉、介護福祉士養成校や訪問介護員養成の実習や研修、また、ボランティアの育成なども行っています。

※いずれの場合も入所者の皆様へのプライバシーや個人情報保護に充分配慮しています。

1 2. 防災体制に関して

- ・緊急場面を想定した防災訓練、避難誘導訓練を年に2回実施し、非常時の行動や防災意識の向上に努めています。
- ・防災設備としてスプリンクラー、非常通報装置、屋内散水栓、火災受信機、非常用放送設備、防災扉など災害の未然防止、被害を最小限にする設備があります。

1 3. その他設備について

- ・施設の特徴として特別養護老人ホームに関しては全個室のユニット（生活単位）の施設となっており、職員との馴染みの関係を構築し家庭的な雰囲気での生活支援を行っています。また、「生命の安全の確保」を優先し、エレベーターや各階への通用口に関しては暗証番号式の「電子錠」となっており若干生活空間に制限があります。高齢者の生活の場においてともすると閉鎖的な印象を与えかねませんが、「生命の安全の確保」を最優先に行うことをご理解下さい。また、集団生活であるがゆえ様々な制約がありますが、同時に共同生活の利点を活かし、他の入所者や職員から様々な刺激を受けたり規則正しい生活が出来ること、施設において各種余暇活動への参加による人間性や社会性の維持など集団の持つ特性を活かした活動を行っていきたいと思っています。

1 4. 施設が提供するサービスについての相談窓口

- ・電 話 043-312-1700 9:00～18:00
(苦情解決責任者) 施設長 大森 浩一
(苦情受付担当) 生活相談員 田野 正紘
- ・第三者委員 野口 貞子 電話 043-228-0126
伊藤 文彦 電話 043-228-3534

※ご不明な点は何でもお尋ね下さい。

1 5. 福祉サービス第三者評価実施状況

実施の有無	なし
-------	----

【外部の苦情及び各種相談窓口】

機 関 名	連 絡 先 等
千葉市役所 保健福祉局 千葉市介護保険事業課	(所在地) 千葉市中央区千葉港1番1号 (電 話) 043-245-5062 (受付時間) 平日 9:00から17:00
千葉県国民健康保険団体連合会	(所在地) 千葉市稲毛区天台6-4-3 (電 話) 043-254-7428 (受付時間) 平日 9:00から17:00
千葉県運営適正化委員会	(所在地) 千葉市中央区千葉港4-5 (電 話) 043-246-0294 (受付時間) 平日 9:00から17:00

1 6. 協力医療機関

下記の医療機関や歯科診療所に協力を頂き、入所者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

【協力医療機関】

【協力歯科医療機関】

名 称	泉中央病院	名 称	かずなか歯科クリニック
住 所	千葉市若葉区高根町 964-49	住 所	稲毛区山王町 346-2
電 話	043-228-4131	電 話	043-424-3023

17. 損害賠償について

施設において、施設の責任により入所者に生じた損害については、施設は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について入所者に故意又は過失が認められた場合には、入所者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが適当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

18. 特別養護老人ホーム第2いずみ苑における看取りについて

(1) 看取り体制

- ①看取り介護の基本理念を明確にし、入所者又は代理人に対し生前意思（リビングウィル）の確認を行います。
- ②看取り介護においては、医師による診断（医学的な回復が無いと判断した時）がなされたときが、看取り介護の開始とします。
- ③看取り介護の実施にあたり入所者又は代理人に対し、医師又は協力病院から十分な説明を行い、入所者又は代理人からの同意を得ます。（インフォームド・コンセント）
- ④看取り介護においてはそのケアに関わる管理者、生活相談員、介護支援専門員、看護師、栄養士、介護職員等従事するものが協働し、看取り介護に関する計画を作成し、原則として1週間以内、入所者又は代理人への説明を行い、同意を得て看取り介護を適切に行います。なお、必要に応じて適宜、計画内容を見直し、変更を行います。

(2) 看取り介護の施設整備

- ・尊厳ある安らかな最期を迎えるために個室等の環境整備に努め、その人らしい人生を全うするための施設整備の確保を図ります。

(3) 看取り介護の具体的な実施内容

- ①看取り時介護にあたっては他職種と協力し、入所者の食事・水分摂取量、浮腫、尿量、排便量等の確認を行うと共に入所者の身体状況に応じた食事の提供や好みの食事等の提供に努めます。
- ②入所者の身体状況に応じ可能な限り入浴や清拭を行い、清潔保持と感染症予防対策に努めます。その他、入所者又は代理人のご希望に沿うように努めます。
- ③苦痛の緩和
 - ・入所者の身体状況に応じた安楽な体位の工夫と援助及び疼痛緩和等の処置を適切に行います。（医師の指示による緩和ケア又は、日常的ケアによる緩和ケアの実施）
 - ・身体機能が衰弱し、精神的苦痛を伴う場合、手を握る、体をマッサージする、寄り添う等のスキンシップや励まし、安心される声掛け等によるコミュニケーションの対応に努めます。
 - ・変化していく身体状況や介護内容については、定期的に医師からの説明を行い、入所者又は代理人の意向に沿った適切な対応を行います。継続的な入所者又は代理人の精神的援助（現状説明、相談、こまめな連絡等）あるいは入所者又は代理人から求められた場合における宗教的な関わりと援助を行い、カンファレンスごとに適時の状態説明を通じ入所者又は代理人の意向を確認します。

(4) 看取りに関する職員教育

- ・看取り介護を行うにあたり、死生観教育と理解の確立を図っています。

令和 年 月 日

特別養護老人ホーム入所にあたり、入所者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者

〔所在地〕 千葉市若葉区中田町1044-32

〔名称〕 特別養護老人ホーム 第2いずみ苑

施設長 大森 浩一 印

〔説明者〕 生活相談員 田野 正紘 印

私は、契約書及び本書面により、施設から特別養護老人ホームについての重要事項の説明を受け、内容について同意します。

入所者（契約者）

〔住所〕

〔氏名〕印

代理人（選任した場合）

〔住所〕

〔氏名〕印

〔続柄〕